

令和2年 天草市農業委員会第6回総会議事録

令和2年6月25日天草市役所本庁3階第3会議室に招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである（12名）

1番	本田 実 君	2番	中川 徹 君
3番	黒川紀世子 君	4番	松下 敏明 君
5番	山下 和弘 君	6番	玉田 秀敏 君
7番	金棒 康二 君	8番	淀川 洋一 君
9番	富崎 ますみ 君	10番	中村 三千人 君
12番	井島 安一 君	13番	野中 幸廣 君

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（1名）

11番 山並 彰一郎 君

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（6名）

事務局長	岩本 隆二	係長	荒木 賢司
係長	松本 馨	書記	山川 裕輔
書記	井上 拓海	書記	浦川 優也

4、議事日程

開 会

日程第1		議事録署名委員の指名について
日程第2	議第29号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第3	議第30号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
日程第4	議第31号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第5	議第32号	農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画について
日程第6	議第33号	農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による買入協議を行う旨の通知の要請について
日程第7	議第34号	空き家に付属した農地の指定について
日程第8	議題35号	非農地通知書交付申請について
日程第9		報告事項について

閉会

開 議 午後 14 時 00 分

○事務局（岩本隆二君） ただいまから令和 2 年天草市農業委員会第 6 回総会を開会いたします。それでは本田会長からご挨拶をお願い致します。

○議長（本田実君） 皆さんこんにちは。コロナウイルスが問題となっていますが、天草保健所管内でも 6 月 23 日に初めて感染者がでました。感染防止対策をしっかりと行い、今回の総会を行います。委員のみなさまも感染予防をお願いします。農業もいろいろな影響を受けておりますがそれに伴ったいろいろな補助金や助成制度があり、農家から相談があると思いますので、しっかりと対応をお願いします。本日は全体で 49 件の案件がありますが、慎重なご審議をお願い致します。

○事務局（岩本隆二君） 本日は、11 番山並彰一郎委員から欠席の届けが出ておりますが、過半数の委員がご出席でございますので、本日の総会は成立しておりますことをご報告致します。それでは以降の議事の進行につきまして、会長をお願い致します。

○議長（本田実君） これより議事に入ります。日程第 1 の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） それでは、9 番富崎委員、10 番中村委員を指名致します。

○議長（本田実君） 日程第 2、議第 29 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 資料②の 1 ページをご覧ください。1 番について説明します。栖本町の譲受人は北九州市小倉南区の譲渡人より、栖本町の田 620 m²を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した栖本総合体育館から南東へ約 0.4km、青色で着色した国道 266 号線の南側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の 1 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には水稻を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見ををお願い致します。

○6 番（玉田秀敏君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

- 議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、関連がありますので2番・3番まとめて事務局より説明をお願い致します。
- 事務局（浦川優也君） 2番・3番まとめて説明します。2番については、栖本町の譲受人は北九州市小倉南区の譲渡人より、栖本町の田と畑 860 m²を贈与により取得したいというものです。3番については、栖本町の譲渡人より、栖本町の田 258 m²を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した栖本中学校から南西へ約 1.3 kmと約 1.5km、青色で着色した国道 266 号線の南側と東側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には水稲と野菜を栽培される計画です。以上です。
- 議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。
- 6番（玉田秀敏君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。
- 議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。質疑はありませんか。
（質疑なしの声あり）
- 議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。
（異議なしの声あり）
- 議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、4番について事務局より説明をお願い致します。
- 事務局（山川裕輔君） 4番について説明します。新和町の譲受人は浄南町の譲渡人より、新和町の畑 121 m²を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した新和病院から北東へ約 0.8km、青色で着色した県道本渡牛深線の東側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。
- 議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。
- 10番（中村三千人君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。
- 議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。質疑はありませんか。
（質疑なしの声あり）
- 議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。
（異議なしの声あり）
- 議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

す。次に、5番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 資料②の2ページをご覧ください。5番について説明します。新和町の譲受人は新和町の譲渡人より、新和町の田465㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した市役所新和支所から西へ約2.0km、青色で着色した県道本渡牛深線の西側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には水稻を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○10番（中村三千人君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に6番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 6番について説明します。河浦町の譲受人は河浦町の譲渡人より、河浦町の田218㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した市役所河浦支所新合出張所から北東へ約0.6km、青色で着色した国道266号線の北側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には水稻を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○13番（野中幸廣君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（本田実君） 日程第3、議第30号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 資料②の3ページをお開きください。関連がありますので、1番・2番・3番まとめて説明します。転用者は小松原町の個人で、浜崎町の田 225 m²を貸住宅へ、浜崎町の田 314.08 m²を貸住宅へ、浜崎町の田 58.2 m²を通路へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した本渡北小学校から南へ約 0.1km、青色で着色した国道 324 号線の西側にある農地です。申請地は都市計画区域の用途地域内に位置する第 3 種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、1番・2番については、周囲は住宅化しており、貸住宅の需要が見込まれるため、貸住宅 1 棟、駐車場 2 台として整備し利用する計画で、3番については、周囲は住宅化しており、通路として整備し利用する計画です。資料③の 2 ページをお開きください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、既に建築及び造成されているため始末書が添付されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○8 番（淀川洋一君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、4 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 4 番について説明します。転用者は倉岳町の個人で、倉岳町の畑 432 m²を事務所へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した倉岳郵便局から東へ約 0.6km、青色で着色した国道 266 号線の北側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第 2 種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、息子の経営する会社の事務所を建築したいため、事務所兼倉庫 1 棟として整備し転用する案件です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、既に建築されているため始末書が添付されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に山並委員が欠席のため、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 山並委員からお聞きした意見を申し上げます。現場を確認され、問

題ないと思うとのことです。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（本田実君） 日程第4、議第31号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。事務局より説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 資料②の4ページをお開きください。関連がありますので、1番・2番まとめて説明します。転用者は倉岳町の法人で、倉岳町の畑808㎡と622㎡を駐車場及び資材置場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した倉岳郵便局から東へ約0.6km、青色で着色した国道266号線の北側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、事務所に隣接しており、駐車場及び資材置場として利用するため、駐車場及び資材置場として整備し転用する案件です。資料③の3ページをお開きください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、既に造成されているため借受人からの始末書が添付されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に山並委員が欠席のため、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 山並委員からお聞きした意見を申し上げます。現場を確認され、問題ないと思うとのことです。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 3番について説明します。転用者は浜崎町の個人で、今釜新町の畑

180㎡を売買により取得して個人住宅へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草市役所から北東へ約0.4km、青色で着色した国道324号線の東側にある農地です。申請地は都市計画区域の用途地域内に位置する第3種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在の住まいが手狭で不便なため、住宅1棟、駐車場2台、通路として整備し利用する計画です。資料③の3ページをお開きください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、既に造成されているため譲渡人からの始末書が添付されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○3番（黒川紀世子君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 4番について説明します。転用者は本渡町の個人で、本渡町の畑3.2㎡を売買により取得して通路へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草広域連合中央消防署から南東へ約0.3km、青色で着色した国道324号線の東側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、自宅にはいるための通路が狭いため通路として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、既に造成されているため譲渡人からの始末書が添付されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○8番（淀川洋一君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、5番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 資料②の5ページをご覧ください。5番について説明します。転用者は今釜新町の個人で、志柿町の畑241㎡を売買により取得して個人住宅へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した旧瀬戸小学校から南へ約0.4km、青色で着色した国道266号線の南側にある農地です。申請地は都市計画区域の用途地域内に位置する第3種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在の住まいが手狭で不便なため、住宅1棟、駐車場3台、庭として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○3番（黒川紀世子君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、関連がありますので、6番・7番まとめて説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 6番・7番まとめて説明します。転用者は京都府京都市南区の法人で、下浦町の田350㎡、下浦町の田511㎡に地上権を設定して太陽光発電設備へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した金焼簡易郵便局から東へ約50m、青色で着色した県道下浦馬場線の東側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、太陽光発電設備を設置し、売電収入を得たいため太陽光パネル272枚を整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○3 番（黒川紀世子君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に8番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 8番について説明します。この案件は平成28年4月に農用地区域からの除外申請があり、平成28年天草市農業委員会第5回総会において許可見込みありと判断され、平成28年の10月に除外されたものです。転用者は倉岳町の個人で、倉岳町の田721㎡に貸借権を設定して太陽光パネルへ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した倉岳郵便局から南西へ約0.1km、青色で着色した国道266号線の南側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、太陽光パネルを設置して売電収入を得るため、太陽光パネル195枚として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、既に建築されているため譲受人からの始末書が添付されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に山並委員が欠席のため、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 山並委員からお聞きした意見を申し上げます。現場を確認され、問題ないと思うとのことです。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に9番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 資料②の6ページをご覧ください。9番について説明します。転用者は新和町の個人で、新和町の畑474㎡を売買により取得して個人住宅へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した新和病院から北東へ

約 0.8km、青色で着色した県道本渡牛深線の東側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある第 1 種農地です。第 1 種農地は原則許可できませんが、集落に接続するため、例外的に許可することが可能です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在の住まいが手狭で不便なため、住宅 1 棟、駐車場 2 台、通路として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○10 番（中村三千人君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に関連がありますので、10 番・11 番まとめて説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 10 番・11 番まとめて説明します。転用者は京都府京都市南区の法人で、河浦町の田 720 m²、河浦町の田 882 m²に地上権を設定して太陽光発電設備へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した新合郵便局から南西へ約 0.3 km、青色で着色した県道 266 号線の東側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第 2 種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、太陽光発電設備を設置し、売電収入を得たいため太陽光パネル 360 枚を整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○13 番（野中幸廣君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（本田実君） 日程第5、議第32号、農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画についてを議題と致します。事務局より説明をお願い致します。

○事務局（井上拓海君） 議第32号農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について説明します。資料②の7ページをご覧ください。所有権移転の計画が0件、利用権の新規設定の計画が12件、再設定が8件、転貸が0件、合計20件で、筆数30筆、総面積が34,930㎡となっております。以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人並びに農地所有適格法人以外の法人であり、資料③の5ページの審査資料の「利用権の設定等を受ける者の備えるべき各要件」を全て満たしております。以上です。

○議長（本田実君） それでは、ただいま説明がありました件につきまして質疑はございませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

(異議なしの声あり)

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は計画のとおり決定致します。

○議長（本田実君） 日程第6、議第33号、農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による買入協議を行う旨の通知の要請についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（井上拓海君） 去る6月9日に五和町手野在住の個人から農用地を売り渡したい旨の申し出があり、農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づきまして、下記の農用地の所有権移転に係るあつせん申出書が提出されております。6月15日に申出者と県農業公社の担当者にお集まりいただき、農地中間管理機構等を含めた利用調整を行いました。売買価格等の折り合いが付かず、調整不調に終わっております。調整不調に伴いまして、認定農業者等への買入れが困難となったため、農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定により天草市長に対し、同法第16条第2項の規定による申出者への通知をするよう要請するものでございます。なお、この「買入協議制度」は、公益財団法人熊本県農業公社が農用地所有者と優先的に買入の協議を実施することにより、地域の望ましい担い手に効果的に農地利用の集積・集約化を図ろうとする制度でございます。買入協議の手続きの過程で、農用地所有者には「協議に応じる義務」と「一定期間内の公社以外への譲渡制限」が課せられるため、不利益を被ることから制度の適用にあつては、適正に運用することが厳格に定められております。一定の制限がある代わりに、税制上の不

動産譲渡所得が最高 1,500 万円までは、特別控除として適用されます。以上です。

○議長（本田実君） それでは、ただいま説明がありました件につきまして質疑はございますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は計画のとおり決定致します。

○議長（本田実君） 日程第 6、議第 34 号、空き家に付属した農地の指定についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 資料②の 18 ページをお開きください。空き家に付属する農地指定申請書件数は新和地域が 1 件です。1 番について説明します。1 番の地図です。黄色で着色した本渡地区清掃センターから南西へ約 1.0 km のところになります。次が航空写真です。空き家を黄色、申請農地を赤色で着色しています。空き家については天草市空き家等情報バンク制度のデータベースに登録されていることを確認しております。次が現地の写真です。所有者は遠方に住んでおり今後遊休農地になることが見込まれます。資料③の 6 ページの天草市空き家に付属した農地の別段面積取扱基準をご覧ください。第 2 条(6)空き家に付属した農地とは、空き家と同一の所有者等が権利を有する農地のうち、空き家に隣接する遊休農地（農業委員会が認めた場合はこの限りではない。）で、1 筆ごとに農業委員会が指定したものです。天草市空き家情報バンク制度の利用登録者が登録された空き家と、農業委員会が指定した農地を併せて取得する場合には、農地法 3 条の許可要件の一つである、下限面積を引き下げることが可能となります。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○10 番（中村三千人君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） それでは、ただいま説明がありました件につきまして質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は計画のとおり空き家に付属した農地として指定します。

○議長（本田実君） 日程第 8、議第 35 号、非農地通知書交付申請書についてを議題と致し

ます。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 資料②の19、20ページをお開きください。非農地通知書交付申請件数は、本渡地域が3件、五和地域が3件、合計6件。筆数は全体で20筆、面積は24,379㎡となっております。現地確認を実施し、資料③の9ページの「農地に該当するか否かの判断基準」に照らした結果を現況地目欄に表示しております。それでは、スクリーンをご覧ください。1番と2番の地図です。黄色で着色した天草広域連合から北西へ約0.2kmのところになります。次が航空写真です。次が現地の写真です。次が3番と4番の地図です。黄色で着色した楠浦小学校から北へ約0.8kmのところになります。次が航空写真です。次が現地の写真です。次が5番の地図です。黄色で着色した金焼簡易郵便局から北へ約0.3kmのところになります。次が航空写真です。次が現地の写真です。次が6番の地図です。黄色で着色した天草市役所五和支所から南へ約0.4kmのところになります。次が航空写真です。次が現地の写真です。次が7番から20番の地図です。黄色で着色した旧五和西中学校から北西へ約0.4km、約0.5km、約0.8km、約1.0kmのところになります。次が航空写真です。次が現地の写真です。以上です。

○議長（本田実君） それでは、ただいま説明がありました件につきまして再度確認いたします。1番・2番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（本田実君） 3番・4番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（本田実君） 5番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（本田実君） 6番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（本田実君） 7番から20番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（本田実君） 日程第9、報告事項について事務局よりお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 資料②の21ページをお開きください。農地利用・形状変更届はありませんでした。第4条関係の許可不要転用届はありませんでした。第5条関係の許可不要転用届はありませんでした。以上です。

○議長（本田実君） これで、本日提案されました案件につきまして審議を全て終了致しました。これをもちまして、令和2年天草市農業委員会第6回総会を閉会致します。

午後16時00分 閉会

天草市農業委員会総会会議規則第17条第2項の規定により署名する。

会長

本田実

署名委員

中村三子人

署名委員

富崎ますみ